

## 15 悪臭防止法に基づく規制地域等

### (1) 悪臭防止法に基づく規制地域

(令和2年3月末現在)

市 町 村	指定年月日	最終変更年月日	市 町 村	指定年月日	最終変更年月日
宮崎 市	S50. 1. 1	R 1. 7. 1	三股 町	S54. 9. 1	H 9. 4. 1
都城 市	S50. 1. 1	H30. 4. 1	高原 町	S54. 9. 1	H 9. 4. 1
延岡 市	S50. 1. 1	H24. 4. 1	国富 町	S55. 4. 8	H21. 3. 31
日南市	S50. 1. 1	H24. 4. 1	綾 町	S52. 6. 1	-
小林 市	S50. 1. 1	H24. 4. 1	高鍋 町	S50. 1. 1	H 8. 4. 1
日向 市	S50. 1. 1	H24. 4. 1	新富 町	S52. 6. 1	H26. 9. 18
串間 市	S50. 1. 1	H24. 4. 1	川南 町	S54. 3. 1	H30. 8. 27
西都 市	S50. 1. 1	H24. 4. 1	都農 町	S52. 6. 1	H10. 4. 1
えびの 市	S50. 1. 1	H24. 4. 1	門川 町	S52. 6. 1	H 9. 4. 1
			高千穂 町	S52. 6. 10	H 8. 4. 1

### (2) 敷地境界線における規制基準

単位：ppm

物質	アンモニア	メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル	二硫化メチル	トリメチルアミン	アセトアルデヒド	プロピオンアルデヒド	ノルマルブチルアルデヒド	イブチルアルデヒド	ノルマルバレルアルデヒド
A地域	1	0.002	0.02	0.01	0.009	0.005	0.05	0.05	0.009	0.02	0.009
B地域	2	0.004	0.06	0.05	0.03	0.02	0.1	0.1	0.03	0.07	0.02
C地域	5	0.01	0.2	0.2	0.1	0.07	0.5	0.5	0.08	0.2	0.05

物質	イソバレルアルデヒド	イソブチルアルデヒド	酢酸エチル	メチルイブチルケトン	トルエン	スレン	キシレン	プロピオン酸	ノルマル酪酸	ノルマル吉草酸	イソ吉草酸
A地域	0.003	0.9	3	1	10	0.4	1	0.03	0.001	0.0009	0.001
B地域	0.006	4	7	3	30	0.8	2	0.07	0.002	0.002	0.004
C地域	0.01	20	20	6	60	2	5	0.2	0.006	0.004	0.01

(注) A地域、B地域、C地域は、原則として下記によって指定しています。

A地域：主に住居の用に供する地域及び商業の用に供する地域です。ただし、当該地域に指定することが適当でないと客観的に認められる地域を除きます。

B地域：主に工業の用に供する地域及び臭気に対する順応のある地域です。ただし、当該地域に指定することが適当でないと客観的に認められる地域を除きます。

C地域：指定地域のうち、A及びB地域以外の地域です。

宮崎市の区域については、宮崎市長が定めた臭気指数による規制基準が適用されます。